

女性のがん検診札幌ツアー

しんた21発着の無料送迎バスに乗り、札幌市にある北海道対がん協会札幌がん検診センターで子宮頸がん^{けいがん}と乳がん検診を受けられるツアーです。

子宮頸がん、乳がんは女性のがんの中で増加傾向にあります。早期発見のために、定期的に検診を受けましょう。

日時・集合場所・定員 10月29日(火)11時・しんた21・20人

申し込み 9月2日(月)までに必要事項を記入し、申し込みフォームまたはファクス、はがきで健康推進グループ(〒059-0016 片倉町6丁目9-1、FAX 011-111)



申し込み
フォーム

必要事項 『がん検診札幌ツアー』と付記し、希望する検診名、氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号、健康保険の種類、超音波検査希望の有無(乳がん検診を希望する方のみ)

問い合わせ 健康推進グループ(☎011-000)

◎子宮頸がん検診

対象	偶数月生まれの20歳以上の女性
内容	子宮頸部細胞診
料金	1,700円(※)

◎乳がん検診

対象	偶数月生まれの40歳以上の女性
内容	マンモグラフィー検査 ※希望者は超音波検査を追加で受けることができます(自己負担額5,500円、定員3人で定員を超えた場合は抽選)。
料金	2,200円(50歳以上は1,900円)(※)

※国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、市民税非課税世帯または生活保護世帯の方は無料(乳がん検診の超音波検査を除く)ですが、市民税非課税世帯または生活保護世帯の方は所定の証明書が必要です。詳しくは問い合わせください。

医療費助成制度のお知らせ

問い合わせ

年金・長寿医療グループ(☎211-37)

医療費助成は、医療費の自己負担を軽減する制度です。

助成要件に該当する方には受給者証を交付しますので、年金・長寿医療グループまたは各支所で申請してください。なお、7月31日現在で受給資格をお持ちの方には、受給要件を確認したうえで、8月1日(火)からの新たな受給者証を郵送しています。届いていない場合はお問い合わせください。

○各助成制度の内容

助成制度の種類	受給要件(全ての要件を満たす方)	自己負担額	手続きに必要なもの
重度心身障害者医療費助成制度	①市内に住民登録があり健康保険に加入していること ②主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ③次のいずれかの障がいのある方 ・身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害者障害程度等級表1級、2級または3級の内部障害(心臓、腎臓もしくは呼吸器または膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のみ)に該当する方 ・知的障がいがあり、A判定の療育手帳の交付を受けている方、またはIQが50以下と判定(診断)されている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害等級の1級に該当する方 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。	・3歳未満または住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)のみ ・上記以外の方…1割負担 ※精神障がいのある方は入院を除く医療費のみ助成。	・健康保険証 ・障がいの程度が分かる手帳または判定(診断)書 ・主たる生計維持者および申請者の所得課税証明書(公簿確認ができる場合は不要)
ひとり親家庭等医療費助成制度	①市内に住民登録があり健康保険に加入していること ②主たる生計維持者の所得が制限額以内であること ③次のいずれかに該当する方 ・ひとり親家庭の父親または母親で、20歳未満の子どもを扶養または監護している方 ・上記に該当する父母に扶養もしくは監護されている20歳未満の子ども、または両親の死亡などによりほかの家庭で扶養されている20歳未満の子ども	・3歳未満または住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)のみ ・上記以外の方…1割負担 ※父母は入院医療費と指定訪問看護療養費のみ助成。	・健康保険証 ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿確認ができる場合は不要)
子ども医療費助成制度	①市内に住民登録があり健康保険に加入していること ②満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子ども ※8月1日(火)から高校生世代まで全ての方の通院医療費を助成対象とするとともに、主たる生計維持者(保護者)の所得制限を撤廃しました。	・3歳未満または住民税非課税世帯の方…初診時に一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円(小学生以上に限る))のみ ・上記以外の方…1割負担	・健康保険証 ・主たる生計維持者の所得課税証明書(公簿確認ができる場合は不要)

※各助成制度の医療費の月額上限は、通院18,000円(月額上限144,000円)、入院57,600円(多数回該当の場合44,400円)です。

※各助成制度の指定訪問看護の医療費は1割負担で、月額上限は非課税世帯8,000円、課税世帯18,000円(月額上限144,000円)です。

※健康保険が国民健康保険・国民健康保険組合の方で、入院医療費が高額となることが見込まれる場合、加入している健康保険から『限度額適用認定証』の交付を受け、保険証・受給者証と一緒に病院の窓口へ提示してください。

※学校や保育所などで負傷した際に別の給付が適用される場合、受給者証は使用できませんのでご注意ください。